

第25回（令和2年度第1回）
セーフコミュニティ 児童虐待防止対策委員会

《会 議 次 第》

日程：令和2年5月25日(月)～
令和2年6月5日(金)

1. 報告事項

(1) 令和2年度の主なスケジュールについて 資料1

2. 協議事項

(1) 平成31年度の取り組み実績及び令和2年度取り組み方針（案）について 資料2

(2) セーフコミュニティ実態調査について 資料3

(3) セーフコミュニティ活動推進事業所連携事業（仮称）について 資料4

3. その他

セーフコミュニティ年間スケジュール(予定)

資料1

業 務	R1			R2											備考		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
SC推進協議会						調整会議	本部会議	協議会									
SC対策委員会	対策委員会			対策委員会				対策委員会(1回程度開催)									
外傷等動向調査委員会	外傷委員会			外傷委員会				外傷委員会(1回程度開催)									
調査	市民意識調査																R2.7末頃調査実施予定 ⇒中止(R3年度未定)
	実態調査		設問・設計、調査準備作業													R2.9頃調査実施予定⇒ R3年度に延期	
普及啓発			日めくりカレンダー配布				SC標語募集						● SC標語表彰式				【その他】 ・SC通信(毎月21日) ・各種イベントにて啓発
								SC活動推進事業開始									

国際認証第2期(2019~2023)の主な予定

2019(H31): ◎今後5年間の基本的な方針の決定
◎次回「セーフコミュニティ実態調査」の概要検討と整理


2020(R2): ◎次回「セーフコミュニティ実態調査」の決定と実施、集計・分析

2021(R3): ◎取り組みの骨格の検証と見直し
●重点取り組み分野と項目の見直し
●国際認証の再々取得の意思決定


2022(R4): ◎国際認証の再々取得のための事前指導

2023(R5): ◎国際認証の再々取得のための現地審査

児童虐待防止対策委員会

【児童虐待防止】 2-①新生児訪問事業の地域連携							
課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子育て家庭が孤立している ・虐待者の60%以上が実母である 					
	主観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに困難を感じている保護者が多い ・子育ての相談相手がいない、相談窓口を知らない人が多い 					
目標	地域で気軽に相談できる体制作り						
内容	市が行っている「新生児訪問事業」（その中の第2子訪問）の地域連携として、各地域の住民の一人でもある主任児童委員が同行訪問し、子育て中の保護者と地域をつなげ、孤立を防ぐ。						
対象者	子育て中の家庭の母親						
実施者	市（こども子育てサポートセンター）、主任児童委員						
対策委員会の関わり	構成メンバーである久留米市民生委員児童委員協議会の主任児童委員が同行訪問している。						
2019年度の実績及び改善した点等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内4校区において市が行っている「新生児訪問事業」に主任児童委員が同行訪問し、子育て中の保護者と地域をつなげ、孤立を防ぐ取り組みを行った。 						
2020年度の方針及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・民児協の主任児童委員部会、市（こども子育てサポートセンター）による協議を行いながら、同行訪問の拡大を図る。 						
指標	内容	単位	2015	2016	2017	2018	2019
活動指標	主任児童委員による妊産婦や子育て家庭への家庭訪問件数	件	10	11	13	14	48
【短期】認識・知識	①子育てサロンの実施回数	回	426	425	405	418	397
	②参加者数	人	14,458	13,132	11,163	10,590	9,481
【中期】態度・行動	主任児童委員の同行訪問により子育てサロンにつながった割合 [市家庭子ども相談課統計]	%	100	100	100	35.7	22.9
【長期】状況	地域の子育てに関する相談窓口の周知状況 [セーフコミュニティ実態調査]	%	2021年度より実施予定				

児童虐待防止対策委員会

【児童虐待防止】2-② 赤ちゃんふれあい体験事業							
課題	客観的課題	親になるための教育が十分でないと感じている保護者が30%近くいる					
	主観的課題	核家族化や地域とのつながりの希薄化などの影響により、自分が親になる前に子どもと接する機会が減少している					
目標	親になるための十分な教育の支援						
内容	将来、親になる中学生に子育て体験をしてもらう。						
対象者	中学生、2015年度から小学生にも対象拡大						
実施者	各校区のすくすく子育て委員会						
対策委員会の関わり	構成メンバーである久留米市民生委員児童委員協議会の中の主任児童委員が実施している。						
2019年度の実績及び改善した点等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施校を拡大し、地域・小中学校・市の協働による事業を実施 [中学校] 7校 青陵中学校：6月6日（木） 江南中学校：6月14日（金）、25日（火） 良山中学校：9月11日（水）、12日（木）、13日（金） 田主丸中学校：9月3日（火）、4日（水） 明星中学校：9月12日（木）、13日（金） 宮ノ陣中学校：11月27日（水） 三瀬中学校：6月18日（火）、7月16日（火）、9月3日（火）、9月20日（金） [小学校] 1校 荘島小学校：9月10日（火） ※小森野小学校については、2019年度は学校都合により中止						
2020年度の方針及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・対策委員会が主体となって地域及び学校と連携し、実施校の拡大を目指す。 また、実施校の拡大に向け、取り組みの手法について検証を進める。 						
指標	内容	単位	2015	2016	2017	2018	2019
活動指標	赤ちゃんふれあい体験・保育体験等の実施学校数	校	4	6	8	9	8
【短期】認識・知識	命の大切さについての認識の向上 [参加者アンケート]	%	2017年度より実施		95.8	92.5	96.4
【中期】態度・行動	赤ちゃんふれあい体験等の新規実施校数	校	1	2	2	1	1
【長期】状況	子育てに困難を感じる割合 [セーフコミュニティ実態調査]	%	2021年度より実施予定				

児童虐待防止対策委員会

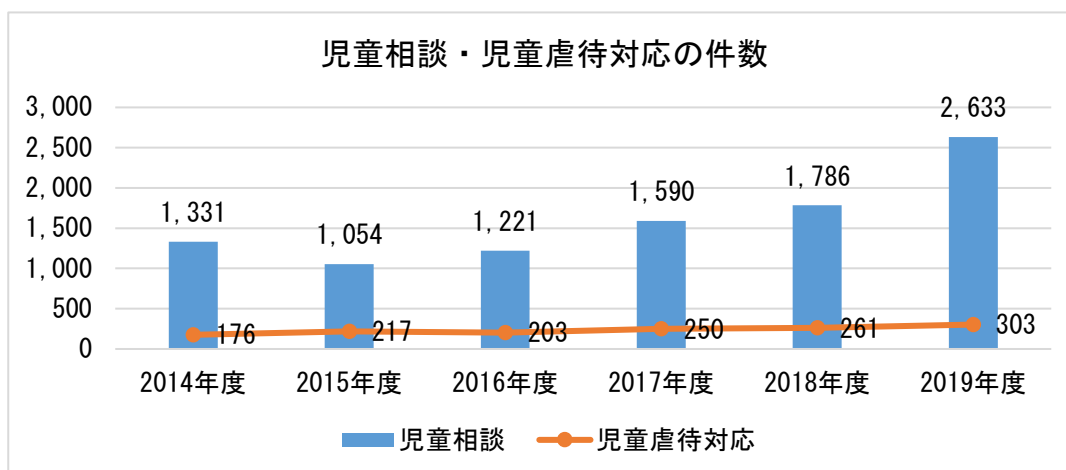
【児童虐待防止】2-③ 児童虐待防止啓発事業							
課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた子どもの大半は、小学生以下である ・子ども自身からの相談が少ない 					
	主観的課題	子どもが虐待に関する正しい知識を得るための学習機会が少ない					
目標	子ども自身から相談できる体制づくり						
内容	啓発活動（オレンジリボンの作製、街頭キャンペーン） 児童虐待防止の講演会の実施						
対象者	一般市民						
実施者	主に久留米市要保護児童対策地域協議会						
対策委員会の関わり	対策委員会の構成メンバーと連携した啓発活動等の実施						
2019年度の実績 及び 改善した点等	<ul style="list-style-type: none"> ・「セーフコミュニティフェスタ」：10月14日（月・祝） 妊婦ジャケット着用体験と赤ちゃん人形抱っこ体験を実施 <参加者：約150人> ・「あきない祭」：11月9日（土） オレンジリボンについてのクイズ、オレンジリボンツリー作りを実施 <参加者：約180人> ・「マナビランド」：11月10日（日） オレンジリボンについてのクイズ、オレンジリボンの木製クリップと紙飛行機作りを実施 <参加者：約380人> ・街頭キャンペーン：11月1日（金）ゆめタウン久留米、 11月10日（日）農業まつり会場（百年公園） 11月の児童虐待防止月間に合わせ、利用者の多い上記2ヶ所で啓発グッズとチラシを配布 ・子ども理解を深めるための連続講座：2月2日（日）、2月15日（日） <参加者：約180人> ※3月1日（日）はコロナウイルス感染拡大防止のため中止 <p>児童虐待を防止するために、福岡県久留米児童相談所、民間団体、久留米市の3者による協働の事業での講演会を連続で開催</p>						
2020年度の方針 及び 課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止の認識と子育てに関する相談窓口等を、一層多くの市民に周知するために、実施内容等の検討を進める。 						
指標	内容	単位	2015	2016	2017	2018	2019
活動指標	イベントや講習会等の参加者数	人	1,003	688	1,130	956	890
【短期】認識・知識	子どもの権利や児童虐待についての知識の向上[啓発チラシの配布枚数]	枚	継続的に実施				3,095
【中期】態度・行動	相談先の周知状況 [家庭子ども相談課への相談件数]	件	1,054	1,221	1,590	1,786	2,633
【長期】状況	児童虐待防止の認識の定着 [セーフコミュニティ実態調査]	%	2021年度より実施予定				



児童虐待防止対策委員会

重点取り組み項目	No	具体的施策名
児童虐待の防止	2-①	新生児訪問事業の地域連携
	2-②	赤ちゃんふれあい体験事業
	2-③	児童虐待防止啓発事業

ア. 成果〈数値で表せるもの〉



赤ちゃんふれあい体験後の生徒の意識向上と変化

- ・体験終了後の生徒へのアンケートで、命の大切さについて96.4%の生徒が実感したと回答している。

イ. 成果〈数値で表せないもの〉

新生児訪問事業の地域連携

- ・主任児童委員が訪問する事で顔が見える関係となり、子育てサロンへの参加や、子育ての困り事についての気軽な相談につながった。

赤ちゃんふれあい体験後の生徒の意識の変化

体験終了後の生徒へのアンケートで、以下の声が聞かれ、期待した効果が出ている。

[アンケートに寄せられた声]

- ・命の重さ、私達が今生きている事はとても奇跡的なのだと改めて知ることができた。
- ・これから成長する自分達の事をよく知ることができたのでよかった。
- ・親への感謝の気持ちが生まれた。
- ・子育ては大変そうだが、この体験を生かしていきたい。
- ・赤ちゃんに触れ合って癒された。

ウ. 2019 年度の取り組みで最も成功した事例

赤ちゃんふれあい体験事業における各団体との連携

- ・赤ちゃんふれあい体験事業（中学校の出前サロン）において、事務局と対策委員会の関係団体が参加し、事業の実施と子ども達のサポートを行った。

赤ちゃんふれあい体験事業における実施校の拡大

- ・地域の主任児童委員と民生委員の協力の下、中学校へ事業内容とその効果を説明し、学校で検討してもらった結果、事業実施の了承を新たに1校得ることができた。

エ. 2019 年度で最も積極的に取り組んだ活動

啓発活動における各団体との連携

- ・オレンジリボンキャンペーンでは、要保護児童対策地域協議会の関係団体が参加し、街頭キャンペーンを実施した。

オ. 分野横断的に行っていること

要保護児童対策地域協議会との連携

- ・警察や児童相談所などの23の関係団体で構成する要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議等を通して、児童虐待防止の取り組みを行っている。

カ. 今後の方向性や取り組みを進める上での課題

事業の効果的・効率的な実施における課題

- ・短期、中期、長期指標について、児童虐待防止という成果がこれらの指標に示された数字だけでは図れない部分があり、事業の効果を実証するのが難しい。

児童虐待防止対策委員会

具体的施策		2020 年度取り組み方針
2-①	新生児訪問事業の地域連携	<u>新生児家庭への同行訪問の拡大</u> ・ 民児協の主任児童委員部会、市（こども子育てサポートセンター）による協議を行いながら、同行訪問の拡大を図る。
2-②	赤ちゃんふれあい体験事業	<u>「赤ちゃんふれあい体験」実施校の拡大</u> ・ 実施校の拡大に向け、取り組みの手法について検討を進める。
2-③	児童虐待防止啓発事業	<u>児童虐待防止と相談窓口のさらなる周知</u> ・ 児童虐待防止の認識と子育てに関する相談窓口等を、一層多くの市民に周知するために、実施内容等の検討を進める。

令和3年度セーフコミュニティ実態調査・市民意識調査 概要(案)

	SC実態調査	市民意識調査
調査目的	SCの具体的施策の根拠やその成果指標等の最新データとして収集し、重点分野や重点項目等の検証・見直しに活用する。	市民意識の動向と現在の多様な市民ニーズを科学的、統計的に把握し、今後の市の施策・事業の検討、推進、評価の基礎データに活用する。
調査対象者	世帯調査:1,300世帯 個人調査:世帯に同居する15歳以上 ※1世帯向け個人票4通配布	18歳以上
		5,000人
回収見込 ※回収率:前回を参考	650世帯/1,430人 (50%) ※2.2人/世帯	2,800人 (56%)
調査主体	安全安心推進課	広聴・相談課

セーフコミュニティ活動推進事業所連携事業（仮称）について（案）

1. 事業の趣旨

市内でセーフコミュニティ活動に取り組む企業、団体、事業所等（以下「事業所」という。）を募集し、市と事業所が協働で安全安心なまちづくりに取り組むとともに、セーフコミュニティ活動が広く発信されることで、多くの市民への周知啓発を図る。

2. 実施主体

久留米市セーフコミュニティ推進協議会

3. 対象

久留米市内でセーフコミュニティ活動に取り組む事業所とする。

4. 取組対象となる活動

けがや事故を予防する活動で、事業所が行う次のいずれかに該当する活動

- (1) 交通安全に関すること
- (2) 子どもの安全に関すること
- (3) 高齢者の安全に関すること
- (4) 犯罪・暴力の予防に関すること
- (5) 自殺予防に関すること
- (6) 防災に関すること
- (7) その他安全安心に関すること

5. 事業内容

- (1) 登録を希望する事業所は、申込書を久留米市長に提出する。市長は、申込内容に不備がない場合、事業所として登録し、「登録証」と「ステッカー」を交付する。
- (2) 久留米市長は、事業所と協力して、ホームページや SC 通信の掲載等により事業所の安全安心活動を PR するとともに、市民への周知を図る。
- (3) 事業所は、久留米市長と協力して、ステッカーの貼付やチラシなどの印刷物に SC ロゴを表記する等により事業所の安全安心活動を PR するとともに、市民への周知を図る。

6. 取組期間

令和5年12月20日まで（以降、5年毎申請）

7. スケジュール

令和2年4～5月頃 対策委員会にて説明
令和2年7月頃 協議会にて説明
令和2年8月頃 事業開始